## K

# 原口総合法律事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目 4番 3 号 KDX虎ノ門ビル 9階

Tel: 03-6205-4404 Fax: 03-6205-4405 E-mail: kharaguchi@haraguchi-law.com

所長 弁護士 原口 薫

# モンゴルにおける再生可能エネルギーの活用(1)

### I. はじめに

現在モンゴルでは、風力や太陽光などの再生可能エネルギーの活用がブームである。この背景にはウランバートルを中心とする大気汚染問題が生じており、その最大の原因が火力発電により排出される二酸化炭素にあることが判明したことが挙げられる。モンゴルは近年の著しい経済成長により、国内の電力需要が高まっているが、化石燃料を用いた火力発電を計測していては大気汚染を防止することができないことから、再生可能エネルギーの活用が必要となったのである。中でもモンゴルの地理的、気候的条件に照らし、風力や太陽光の活用が有望である。

本稿では、モンゴルにおける再生可能エネルギーの活用について概説する。

#### Ⅱ. モンゴルの再生可能エネルギーの潜在性1

モンゴルで、2005年に発表された「国家再生可能エネルギープロジェクト」によると、モンゴルでは1年のうち270日から300日が晴天で、年間の日照時間が2250時間から3300時間に及ぶことから、太陽光の活用につき大きな可能性がある。またモンゴルの国土の10%に相当する16万平方キロメートルが風力エネルギーの活用に適しているといわれる。

また、2012 年 1 月 9 日付の News. mn に記載された記事によると、モンゴル国立再生エネルギーセンターとアメリカ国立再生可能エネルギー研究所の共同調査の結果、モンゴルの太陽光、風力などによる再生可能エネルギーの潜在能力が 260 万 MV (メガワット) に達し、世界中で稼働しているすべての原子力発電所の発電能力の 7 倍に相当することが判明したとのことである。

モンゴルでは先の大気汚染の防止と、モンゴルにおける地理的、気候的特徴から、エネルギー全体における再生可能エネルギーの割合を2020年までに25-30%に引き上げることを目標としている。

<sup>1</sup> R&G 横浜法律事務所編著「モンゴル法制ガイドブック」(株)民事法研究会 2014 年、282 頁以下参照

### Ⅲ. モンゴルの再生可能エネルギーの活用の支援制度

モンゴルでは、再生エネルギーの活用を支援する制度として、発電差額支援制度が存在する。この制度は、参入に時間とコストを要する再生可能エネルギーの利用に、民間の活力を導入するために導入された基金であり、副次的に、再生可能エネルギー分野における技術者の育成、新たな技術の導入の調査研究、再生可能エネルギーの潜在能力の評価なども目的としている。

発電差額支援制度の下で、風力や太陽光を利用した発電施設を建設し、発電した民間企業が、投下資本を回収するために必要な電力価格と、政府が電力の消費者のために設定する定額の電力価格との差額を、政府が補償するものである。

#### Ⅳ. 結論

以上のように、モンゴルでは大気汚染の防止などの目的で、風力や太陽光などの化石燃料に代わる再生可能エネルギーの活用が盛んになっており、そのための支援制度も充実しており、今後の発展が望まれている。

ただモンゴルの大気汚染の防止は、発展途上国であるモンゴルだけで実現することは困難である。次回は、民間企業が発展途上国における再生可能エネルギーに進出する際の JICA の支援方法、とりわけ、海外投融資を通じた支援の在り方を紹介する。

以上